

1. 変更内容

No.	従事先変更の要因	変更前（現行）	変更後
1	就労の場合 (出向、合併等を含む)	就労証明書を添付する (代表者の証明印があるもの)	就労(出向、合併等)先の宅建業者が発行した従業者証明書(業法第 48 条)の写しを添付する
2	退職の場合 (出向解除等を含む)	退職証明書を添付する (代表者の証明印があるもの)	添付書類は不要とする ※退職日は宅建業者との認識に齟齬がないようにすること
3	商号(名称)変更の場合	商号(変更)変更が確認できる書面を添付する (商業登記事項証明書の写し等)	添付書類は不要とする ※ただし、宅建業者が商号変更を免許権者へ届出してから間もない場合又は届出がされていない場合には、商業登記事項証明書や免許権者への商号変更の届出書の控えの写し等の商号変更が確認できるものを添付すること
4	免許番号変更の場合	免許番号変更が確認できる書面を添付する ※免許換え後の宅建業者免許証の写し等	添付書類は不要とする

2. 変更年月日

令和3年3月1日